

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計 法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応 募者数	
衛星通信装置等の 設定変更役務	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷 本村町5-1	令和4年12月6日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内 2丁目7番3号	4010001008772	本契約の履行に当たっては 衛星通信装置等に対する知識 及び技術が必要であり、公募 を実施したが、応募者が当該 事業者1社のみであったため。 （根拠法令：会計法第29条の 3第4項）	77,491,700	77,000,000	99.37%					
空気浄化装置故障 品修理	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷 本村町5-1	令和4年12月12日	株式会社レスターコ ミュニケーションズ 東京都品川区北品川5- 9-11大崎MTビル	2010701020401	本装置の修理に伴う部品の 購入に当たっては、デンマー クのLUMASENSE TECHNOLOGIES 社から許諾された販売代理権 を必要とし、日本国内において 当該販売代理を有する者は 当該事業者のみであるため。 なお、本契約への新規参入者 を募る公示を常続的に行って いるところ、当該工事に応募 する者は現在確認されてい ない。（根拠法令：会計法第29 条の3第4項）	7,789,100	7,700,000	98.86%					
部外委託教育の受 講（システム思考 研修基礎編・実践 編）	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷 本村町5-1	令和4年12月23日	（有）チェンジ・エー ジェント 東京都台東区浅草橋1 -19-10 PF浅草 橋ビル5F	6010902025352	システム思考に関する海外著 書を日本人向けにアレンジし た講習を開催している企業は 当該事業者のみであるため。 （根拠法令：会計法第29条の 3第4項）	3,960,000	3,960,000	100.00%					
防衛情報通信基盤 通信電子機器（海 賊対処用）の整備 等役務	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷 本村町5-1	令和4年12月23日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	1020001071491	本契約の整備対象機器の整 備図書を保有するのは当該事 業者のみであり、当該契約に は整備図書を必要とすること から履行可能な者は当該事業 者に限られるため。 なお、本件は令和2年度及 び3年度も調達を実施したと ころ、一者応募・応札とな り、同社と契約を締結したも のである。また、本契約への 新規参入を募る公示を常続的 に行っているところ、当該公 示に応募する者は現在確認さ れていない。（根拠法令：会 計法第29条の3第4項）	5,933,400	5,918,000	99.74%					

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計 法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応 募者数	
中央指揮システム （専用通信）配線 役務	防衛省統合幕僚監部 総務部総務課 会計室長 五百蔵裕昭 東京都新宿区市谷 本村町5-1	令和4年12月23日	株式会社関電工 東京都港区芝 4－8－ 3 3	9010401006818	本件契約の履行場所において電気及び通信に関する工事を実施するための立入許可を保有しているのは当該事業者のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	8,305,000	8,030,000	96.69%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。